

建築基準法第43条第2項第2号許可の事務処理要領

建築基準法第43条第2項第2号許可に係る事務処理については、次のとおりとする。

1. 許可申請について

(1) 提出部数：4部

正 1部、副 1部、建築審査会付議用 1部、消防用 1部

(2) 許可申請書の添付図書

許可申請の際に添付する図書は次のとおり。

ただし、建築審査会（以下「審査会」という。）事後報告の場合は「2. 審査会への事後報告について」に定める添付図書とする。

1) 付近見取図（法第43条第2項第2号の適用を受けようとする空地、道又は通路の区域及びその規模又は現況幅員と延長を明記）

2) 配置図（①空地等の種類に応じ、その区域と規模、現況幅員又は構造、②空地等と敷地の関係、③通路で4m未満の場合は、中心後退部分の整備計画等を明記。）

3) 各階平面図

4) 2面以上の立面図

5) 主要断面図

6) その他、知事が必要と認める図書又は書面

① 敷地断面図

② 上水、ガスの供給経路図及び雨水、汚水排水の処理経路図

③ 空地等の種類、規模又は現況幅員及び空地等の管理者が明らかとなる図書（必要に応じ次に掲げる図書を添付）

・当該空地等の現況図

・境界明示

・法務局備え付けの地図（地籍図）（交付後3ヶ月以内のもの）

・土地登記事項証明書（交付後3ヶ月以内のもの）

④ 管理者の承認等に関する書面（必要に応じ次に掲げる書面を添付）

・当該空地等の管理者との事前調整報告書

・都市公園法に基づく設置許可

・河川法に基づく占用許可

・当該空地等の管理者が発行する承諾書又は同意書等

・長屋を一戸建ての住宅へ分割する場合等の関連する敷地の同意書等

・当該空地等に関する協定書等

⑤ 日影規制の対象となる建築物にあつては、日影図等

⑥ 農林漁業用施設または審査会個別付議案件にあつては、許可申請理由書

⑦ 農業を営む者の農業用施設であつて、市街化区域内に建築する場合にあつては耕作証明

⑧ その他

(3) 本許可申請以外に、都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項若しくは第43条第1項又は宅地造成等規制法第8条第1項に規定される許可、確認等の手続きが必要な場合は、内容について整合を図るとともに、許可等に際しては原則的に本許可と同時とする必要があるため、関係部署との連絡調整を密にすること。

また、審査会個別付議案件にあつては、審査会の付議に際し、上記に掲げた許可等の見通しが明らかになっていること。

なお、本許可申請と重複して、審査会の同意を要する他の許可申請を要する案件については

「建築基準法第43条第2項第2号許可の建築審査会一括同意基準」に該当する場合であっても、審査会に個別付議を行うため、留意すること。

- (4) 審査会に個別付議することとなる許可申請書については、各土木事務所より審査会付議用図書を審査会事務局に送付することとなるが、審査会事務局において補正等を指示したときは、補正事項について各土木事務所を経由することとする。この場合、各土木事務所においては、経由の際に補正内容を把握すること。

なお、審査会付議用の資料は、その補正を完了した図書のうちから建築主等に作成を指示するので、各土木事務所の経由は行わない。

2. 審査会への事後報告について

各土木事務所は、許可後速やかに(43)様式4により審査会事務局あて依頼するものとし、その際の添付図書は次による。

- ① 許可通知書の写し
- ② 許可申請書（第1面から第3面まで）
- ③ 付近見取図
- ④ 配置図

3. 計画内容の変更について

- (1) 審査会事後報告案件について

1) 許可通知後に、許可申請書の内容との変更が生じた場合は、軽微なもの（窓位置変更、間取り変更等）を除いて原則として「変更届(43)様式6」の提出を求め（2部）、決裁を経て1部を返却すること。なお、変更届については、あらためて審査会事務局への報告を要しない。

2) 「変更届」の添付図書は、変更内容に関わる図書で足りる。

3) 許可基準に適合しているかどうかに関わる変更が生じた場合は、当該許可を廃止のうえ、再度許可申請を求める。

これに該当する事例としては、当該空地等の管理者の承認等の要件等に関わる変更、建築物の用途の変更、申請者の変更（当該道状の通路が20年以上にわたり一般の通行の用に供されているものを除く。）などが考えられる。

- (2) 審査会個別付議案件について

審査会に個別付議した案件において変更が生じた場合は、各土木事務所は審査会事務局と調整を図ること。

4. その他

- (1) 各土木事務所は、許可した案件、許可できないとした案件等に関する情報（許可番号、許可対象とした空地等など）を、土木事務所備え付けの住宅地図等に記載し、事務処理の適正化を図る。

<様式リスト>

- ・法第43条第2項第2号許可申請台帳〈(43)様式1〉
- ・許可通知書〈(43)様式2〉
- ・許可しない旨の通知書〈(43)様式3〉
- ・建築審査会への報告について（依頼）〈(43)様式4〉
- ・建築審査会への付議について（依頼）〈(43)様式5〉
- ・建築基準法第43条第2項第2号許可内容に関する変更届〈(43)様式6〉

附 則

この事務処理要領は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この事務処理要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この事務処理要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この事務処理要領は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この事務処理要領は、令和3年8月25日から施行する。

参考 建築基準法第43条第2項第2号許可フロー

